

幌西第15分区町内会

2026年度定期総会議案

日時：2026年4月26日（日）午前10時～

場所：伏見会館（南14条西18丁目）1階ホール

総会次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議長選出

4 議 事

第1号議案 2025年度会務・活動報告について

第2号議案 2025年度決算報告・監査報告について

第3号議案 2026年度事業計画（案）について

第4号議案 2026年度収支予算（案）について

第5号議案 役員改選について

第6号議案 会則の変更について

5 その他

6 閉 会

上記のとおり定期総会を開催いたします。ご出席の際は本資料をご持参ください。上履きはご自身でご用意ください。

【第1号議案】

2025年度会務・活動報告

- 総務部** ・定期総会（4/20） ・役員会、三役会議開催 ・役員会議事録作成
・予算案作成 ・行事企画調整 ・町内会だより発行（4月）
・連町総会（5/16） ・連町新年交礼会（1/6）
・慶弔金の贈呈（11件） ・広報資料の配布 ・配布ステーション
・HPの管理 ・同好会（ラジオ体操会）支援
- 経理部** ・町内会費の収納 ・出納業務 ・仮払金の払出と精算
・決算業務（3/31 監査）
- 施設部** ・町内会街路灯保守管理（補助金申請、電気料支払等） ・伏見公園電源盤管理
・町内パートナーシップ排雪（2025年度は緊急排雪実施に伴い中止）
- 福祉部** ・連町との連携（9/25 地域福祉市民活動フォーラム、10/12 ふれあいの集い）
・ひなまつり行事の実施（3/1）
- 厚生部** ・ボーリング大会（6/7） ・カラオケ&パークゴルフ（7/2）
・連町大運動会（9/14） ・幌西地区パークゴルフ大会（10/19）
・町内麻雀大会（12/14、3/8）
- 保健部** ・住民健康促進のための連町行事（集団健診、各種講習会等）への参加
・連町健康づくり教室（6/25、10/15、2/13）
・連町みんなで楽しく！ふまねっと運動（7/18、9/19、3/6）
・連町がん検診（5/26、6/26） ・連町対ガン協会検診（10/9、11/18）
・健康チェックとバランス体操（10/13）
- 環境部** ・花植え活動 枳花壇（5/18） ・花香るまち幌西事業（6/3）
・町内清掃美化活動（10/15） ・伏見公園管理（清掃、花壇整備など）

- 防 犯 部**
- ・学童下校時防犯パトロール（毎週）
 - ・夜間防犯、防災パトロールの実施（夏季 6/20、秋季 10/17）
 - ・上期、下期 パトロールボランティアに粗品贈呈
- 防 災 部**
- ・防災資機材の管理 ・連町、単町の防災対策の推進（5/16、10/17）
 - ・中央区防災定期総会（6/24） ・防火研修会（6/29）
 - ・災害に備えた研修会（9/26） ・防災講習会（12/4、1/24）
 - ・連町冬季避難所訓練（2/14）
- 交 通 部**
- ・連町新入学児童交通安全特別啓発（4/8） ・秋の交通安全街頭啓発（9/19）
 - ・スクールガード通学パトロール（通年） ・自転車安全教室（7/26）
 - ・交通安全実践会出席 ・町内滑り止め砂散布（冬季）
- 女 性 部**
- ・連町ウォーキング（6/2） ・幌西夏祭りへの参加、協力（7/6）
 - ・連町女性部研修会（10月） ・中央区みんなの講演会（10/26）
 - ・新年の集い（1/20）
- 青 少 年 部**
- ・夏休み子どもラジオ体操（7/26～8/24） ・連町子ども相撲大会（9/6）
 - ・青少年育成活動の推進(子どもを見守る地域の集い)（10/18）
 - ・連町こどもスポーツフェスティバル（12/7）
 - ・連町新年子どもの集い（1/17） ・通学路見守り(毎週月曜日)
 - ・伏見公園ゆきだるま・キャンドル作りライトアップ（2/7）

伏見公園管理委託業務

- ・5月～11月 清掃、巡視

【第2号議案】

2025年度 決算報告書 (2025年4月1日～2026年3月31日)

単位：円

	科目	A 予算額	B 決算額	差額 (B-A)	摘要
収 入	前年度繰越金	2,092,113	2,092,113	0	
	町内会費	2,000,000	3,049,413	1,049,413	
	市交付金	410,000	421,100	11,100	札幌市からの助成金
	街灯補助金	5,000	7,202	2,202	街灯電気料 (2灯)
	雑収入	400,000	502,420	102,420	広報誌等配布助成金他
	助成金	125,000	85,700	▲39,300	公園委託料、日常生活支援活動助成金
	寄付金	70,000	0	▲70,000	祭典協力金等
	受取利息	0	3,042	3,042	道銀利息他 新規科目
	合計	5,102,113	6,160,990	1,058,877	

単位：円

	科目	A 予算額	B 決算額	差額 (B-A)	備考
支 出	総務部				
	総会費	250,000	165,500	▲84,500	議案書作成・全戸配布手数料他
	会議費	100,000	42,891	▲57,109	役員会会場使用料
	事務費	30,000	51,242	21,242	事務用品 (インク・用紙他)
	広報費	600,000	451,555	▲148,445	広報配布手数料他
	渉外費	80,000	137,193	57,193	会長活動費
	役員活動費	300,000	249,100	▲50,900	親睦会
	慶弔費	50,000	65,000	15,000	香典 (13件)
	寄付分担金	500,000	483,000	▲17,000	連町分担金・運動会寄付
	公園委託費	0	48,340	48,340	伏見公園管理経費 (2025年度から総務部費として計上)
	同好会助成費	20,000	11,378	▲8,622	ラジオ体操会
	雑費	15,000	4,955	▲10,045	振込料 (2025年度から総務部費として計上)
	保険料	0	37,214	37,214	行事参加者向けレクリエーション保健 (新規科目)
	小計	1,945,000	1,747,368	▲197,632	
	経理部費	10,000	17,001	7,001	事務用品他
	施設部	350,000	20,349	▲329,651	街灯電気代、伏見公園分電盤電気代
	福祉部	100,000	72,007	▲27,993	ひなまつりの集い、研修参加会費
	厚生部	366,000	296,633	▲69,367	ボーリング大会、パークゴルフ、麻雀大会
	保健部	45,000	31,930	▲13,070	連町参加日当・あへあほ体操
	環境部	160,000	166,823	6,823	春・秋の清掃行事、桝花壇花植え
	防犯部	249,000	282,680	33,680	スクールガード衣服・夜間パトロール謝礼他
	防災部	76,000	37,610	▲38,390	連町行事参加
	交通部	150,000	21,538	▲128,462	
	女性部	26,000	25,508	▲492	連町女性部活動費
	青少年部	56,000	72,142	16,142	夏休みラジオ体操、伏見公園スノーキャンドルイベント
	公園清掃管理費	43,000	0	▲43,000	2025年度より総務部費として計上
	イベント費	300,000	0	▲300,000	ハロウィン行事を予定していたが中止
	仮払金払出	0	0	0	
	予備費	1,226,113	0	▲1,226,113	
小計	3,157,113	1,044,221	▲2,112,892		
合計	5,102,113	2,791,589	▲2,310,524		

収 支		3,369,401		次期繰越金
-----	--	-----------	--	-------

現金	29,730
普通預金	3,339,671
合計	3,369,401

定期預金	500,000
	※ゆうちょから北海道銀行に移行

2025年度会計監査報告

幌西第15分区町内会2025年度事業執行状況及び
会計決算について、関係帳簿、証憑などを検査の結果、
いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。

2026年3月31日

監事 高口 通雄

監事 近藤 冨子

※個人情報保護の観点から、印刷版と表示が異なります。

あらかじめご了承ください。

なお、各戸配布版は直筆署名、印鑑入りです。

【第3号議案】

2026年度事業計画（案）

日々の暮らしや地域を見渡したとき、子ども見守りや高齢者の支援、交通安全や防犯・災害対策、伏見公園や道路の環境美化・整備からゴミなどの環境問題まで、いろいろな課題が存在しています。

そのような中で、同じ地域に住む人々が協力しあってこれからの課題に対応し、地域住民の思いの実現に向けて、様々なイベントや交流を通して地域ぐるみの関係を築いていく、その役割を担っているのが町内会です。

「目 標」

- ・ 住民同士の心が通う街にしたい。
- ・ 安全安心に暮らせる街にしたい。
- ・ きれいな街にしたい。

1 各部の活動計画

総務部 ・ 総会、役員会等 ・ 計画、行事企画調整 ・ 予算案作成

- ・ 町内会だより発行 ・ ホームページおよび SNS の運営 ・ 広報資料の配付
- ・ 配布ステーション ・ 慶弔関係 ・ 同好会支援 ・ 町内会代表電話の管理
- ・ 町内会街路灯保守管理（補助申請、電気料支払等） ・ 公園電源盤管理
- ・ 札幌市支援による町内パートナーシップ排雪（2月～3月）

経理部 ・ 町内会費の収納 ・ 出納業務 ・ 決算業務 ・ 仮払金の精算

福祉部 ・ 連町との連携による活動（ふれあいの集い、高齢者見守り等）
・ 町内在住の方のための行事

厚生部 ・ ボウリング大会（6/7） ・ 駒岡保養センター（カラオケ&パークゴルフ）（7/5）
・ 連町大運動会（9月） ・ 連町パークゴルフ大会（10月中旬）
・ 麻雀大会（11月、3月）

保健部 ・ 連町健康づくり教室への参加 ・ がん検診への協力
・ 連町健康体操とカフェへの参加 ・ 町内在住の方のための行事

- 環 境 部 ・花植え活動 枳花壇（5月） 花香るまち幌西事業（5月～6月）
 ・ボランティア参加による伏見公園花壇管理 ・町内清掃美化活動
- 防 犯 部 ・町内防犯パトロール（毎週） ・夜間パトロール（夏季、秋季）
 ・連町主催防犯会議、研修会への出席 ・連町交通安全街灯啓発
 ・上期、下期パトロールボランティアに粗品贈呈
- 防 災 部 ・防災資機材の管理 ・連町、単町の防災対策の推進
 ・市、連町行事への参加（防災体験・研修等）
 ・防災講習会、実施研修等
- 交 通 部 ・登校時交通指導（毎週月曜日） ・夏、秋の交通安全運動（街頭啓発 年2回）
 ・スクールゾーン通学パトロール（通年）
 ・新入学児童交通安全特別啓発（4月） ・交通安全実践会出席
- 女 性 部 ・連町ウォーキング（6月） ・幌西夏祭り（7月）への参加、協力
 ・みんなの講演会(10月) 連町女性部研修会（10月）
 ・新年の集い(1月)
- 青 少 年 部 ・夏休み子どもラジオ体操（7月～8月）
 ・連町子ども相撲大会（9月） ・連町子どもを見守る地域の集い（10月）
 ・連町子どもスポーツフェスティバル（11月）
 ・連町新年子どもの集い（1月） ・こども冬まつり（2月）

2 その他の活動計画

伏見公園管理委託業務

・5月～11月 清掃、巡視

お知らせ

町内会に代表電話番号ができました！

電話:全戸配布の印刷版をご確認ください

行事の申し込みやボランティアへの参加申し込みにご活用ください。

ご意見・ご要望はホームページからお問い合わせください。

【第4号議案】

2026年度 収支予算案 (2026年4月1日～2027年3月31日)

単位：円

収 入	科目	A 前年度決算	B 本年度予算	差額 (B-A)	摘要
	前年度繰越金	2,092,113	3,369,401	1,277,288	
	町内会費	3,049,413	2,000,000	▲1,049,413	前年度実績のうち24年度分の回収額 (739,680円) を差し引いて算出
	市交付金	421,100	430,000	8,900	札幌市からの助成金
	街灯補助金	7,202	7,202	0	街灯電気料 (2灯)
	雑収入	502,420	340,000	▲162,420	広報誌等配布助成金
	助成金	85,700	85,700	0	公園委託料、日常生活支援活動助成金
	寄付金	0	0	0	祭典協力金等
	受取利息	3,042	3,000	▲42	道銀利息他 新規科目
	合 計	6,160,990	6,235,303	74,313	

単位：円

支 出	科目	A 前年度決算	B 本年度予算	差額 (B-A)	備考	
	総務部					
	総会費	165,500	170,000	4,500	議案書作成・全戸配布手数料他	
	会議費	42,891	45,000	2,109	役員会会場使用料	
	事務費	51,242	60,000	8,758	事務用品 (インク・用紙他)	
	広報費	451,555	500,000	48,445	広報配布手数料他	
	渉外費	137,193	150,000	12,807	会長活動費	
	役員活動費	249,100	250,000	900	親睦会	
	慶弔費	65,000	70,000	5,000	香典	
	寄付分担金	483,000	500,000	17,000	連町分担金・運動会寄付	
	公園委託費	48,340	48,340	0	伏見公園管理経費	
	同好会助成費	11,378	20,000	8,622	ラジオ体操会	
	雑費	4,955	15,000	10,045	振込料 (新規科目)	
	保険料	37,214	40,000	2,786	行事参加者向けレクリエーション保健 (新規科目)	
	小 計	1,747,368	1,868,340	120,972		
	経理部費	17,001	10,000	▲7,001	事務用品他	
	施設部	20,349	350,000	329,651	街灯電気代、伏見公園分電盤電気代、パートナーシップ排雪	
	福祉部	72,007	80,000	7,993	会員交流行事、研修参加会費	
	厚生部	296,633	360,000	63,367	ポーリング大会、パークゴルフ、麻雀大会など	
	保健部	31,930	30,000	▲1,930	会員交流行事、連町行事への協力等	
環境部	166,823	150,000	▲16,823	春・秋の清掃行事、町内花植えなど		
防犯部	282,680	250,000	▲32,680	スクールガード衣服・夜間パトロール謝礼他		
防災部	37,610	50,000	12,390	連町行事参加		
交通部	21,538	30,000	8,462	街灯啓発日当		
女性部	25,508	30,000	4,492	連町行事への協力等		
青少年部	72,142	100,000	27,858	夏休みラジオ体操、こどもイベントなど		
イベント費	0	0	0	予定無し		
仮払金払出	0	0	0			
予備費	0	2,926,963	2,926,963			
小 計	1,044,221	4,366,963	3,322,742			
合 計	2,791,589	6,235,303	3,443,714			

【第5号議案】

役員の改選について

役員の変更に伴い、会長・副会長・監事の選任を行うものです。
候補者は次のとおりです。

幌西第15分区町内会 監事：加藤孝子（新任）

【第6号議案】

会則の一部改正について

会員の現状に鑑み、賛助会員に係る規定を削除しようとするものです。

現 行	改 正 (案)
<p>第5条 役員を選出は次の通りとする。</p> <p>①会長、副会長、監事は総会において選出する。</p> <p>②顧問、相談役、参与は役員会の決議を経て会長が委嘱する。</p> <p>③部長、副部長は会長・副会長が協議の上、会長が委嘱する。</p>	<p>第5条 役員を選出は次の通りとする。</p> <p>① 会長、副会長、監事は総会において<u>町内会会員の中から</u>選出する。</p> <p>② 前項の選出にあたっては、<u>会長に限り、立候補を認める。</u></p> <p>③ 立候補者は、<u>総会開催日の90日前までに</u>所定の届出書をもって会長（または役員会）に届け出るものとし、<u>事前に会員に周知することとする。</u></p> <p>④ 立候補者が無い場合は、役員会または会長が推薦した者を総会に諮るものとする。</p> <p>⑤ 選出は、<u>総会出席者による投票をもって</u>行い、<u>有効投票の過半数をもって</u>当選とする。<u>賛否同数の場合は、議長が決定する。（第13条の決議規定に準拠）</u></p> <p>⑥ <u>総会において立候補者が会長に選任された場合、新会長が副会長及び監事の候補者を選出し、これを総会に諮り承認を得るものとする。</u></p> <p>⑦ 監事に任命された者は、<u>部長などの他の役職を兼任してはならない。</u></p> <p>⑧ 顧問、相談役、参与は役員会の決議を経て会長が委嘱する。</p> <p>⑨ <u>部長、副部長（削除）</u>は会長・副会長が協議の上、会長が委嘱する。</p>

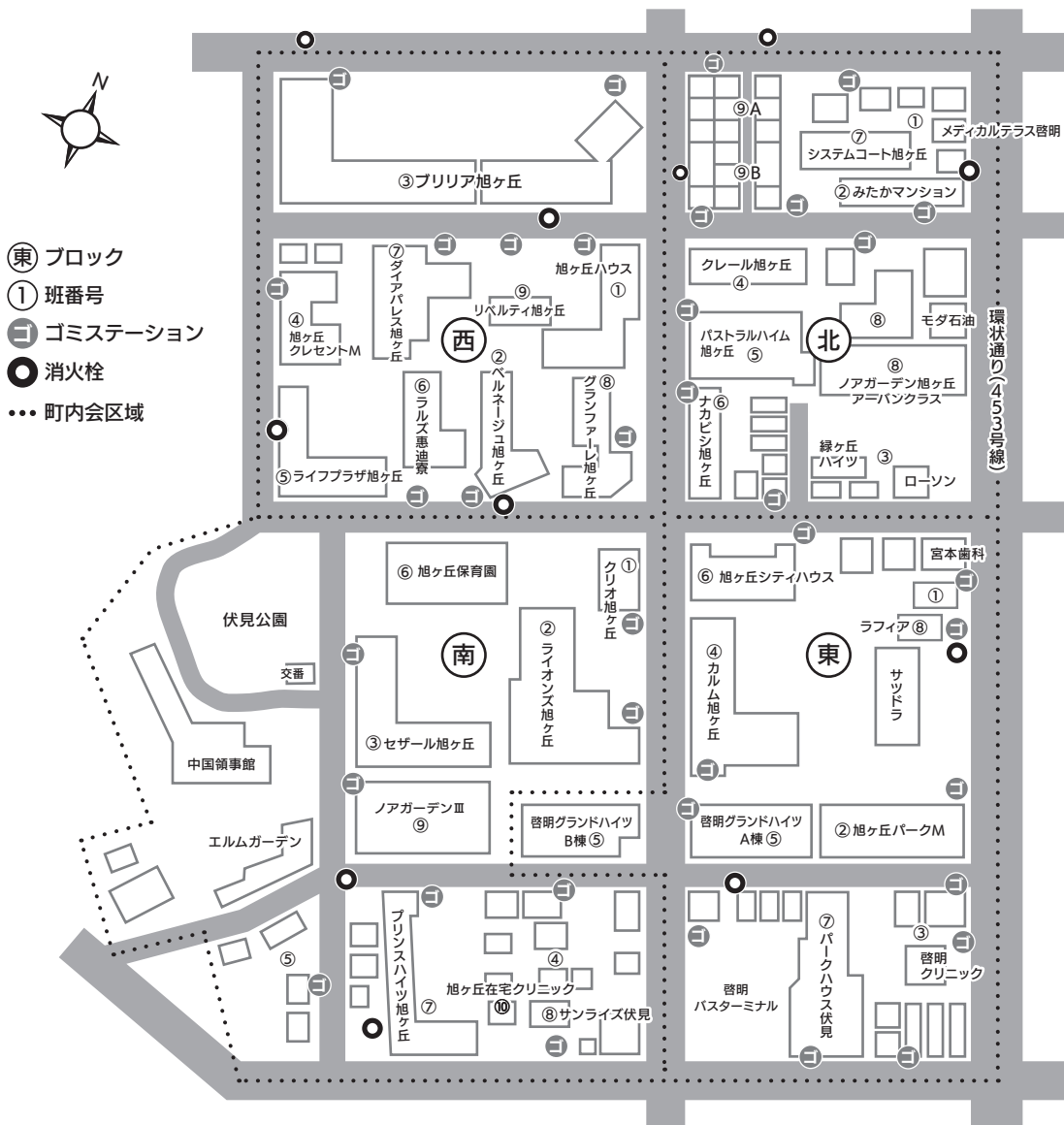
<p>第 19 条 慶弔規程</p> <p>① 会員及びその同居家族に不幸があったときは、速やかに会長に届け出る。</p> <p>② 香典は会員及び同居家族それぞれ 5000 円とする。</p> <p>③ その他の場合は役員協議で決める。</p>	<p>第 19 条 慶弔規程</p> <p>① 会員及びその同居家族に不幸があったときは、速やかに会長に届け出る。</p> <p>② 香典は会員及び同居家族それぞれ 5,000 円とする。</p> <p>③ <u>会員に出産があった場合、お祝い金として 5,000 円を支給する。</u></p> <p>④ <u>出産お祝い金の支給を受ける会員は、速やかに会長に届け出るものとし、原則として証明書類(母子健康手帳の写しなど)を提示または提出することとする。</u></p> <p>⑤ その他の場合は役員協議で決める。</p>
<p>第 7 条 役員の仕事</p> <p>① 会長は本会を代表し会務を統括する。</p> <p>② 会長、副会長、総務部長、経理部長は予算執行基本方針を決定する。</p> <p>③ 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。</p> <p>又副会長は所属する部署の予算執行状況を監理する。</p> <p>④ 監事は本会の事業及び財務を監査し総会に報告する。</p> <p>⑤ 顧問・相談役は会長の諮問に応じ、意見具申、助言などをして会の運営に協力する。</p> <p>⑥ 部長は当該会務を分掌し、その執行に当たる。</p> <p>⑦ 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はこれを代行する。</p> <p>⑧ 参与は部長の求めに応じ会の運営に協力する。</p>	<p>「役員の仕事」を新設</p> <p>役員の仕事</p> <p>① 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、解任することができる。</p> <p>心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。</p> <p>本会の名誉を著しく傷つける行為があったとき、または本会の目的に反する行為があったとき(第 3 条)。</p> <p>職務上の義務に著しく違反したとき、または職務を怠ったとき。</p> <p>② 役員の仕事動議は、会員の総数の 3 分の 1 以上の連署により、会長に提出するものとする。</p> <p>③ 会長は、前項の動議を受理した場合、速やかに臨時総会を招集し、解任の是非をはからなければならない。</p> <p>④ 解任の仕事議決は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立とする。</p> <p>⑤ 解任される役員には、総会において弁明の機会を与えなければならない。</p>

<p>第 8 条</p> <p>第 3 条の目的を達成するため、下記の部を置き会務を分掌する。</p> <p>① 総務部：企画・渉外・文書の授受及び整理、回覧・広報等の配付 ホームページ・町内会だより・配布ステーション。同好会支援。</p> <p>② 経理部：町内会費の徴収、経費の出納、物品の調達</p> <p>③ 施設部：道路、上下水道、街路灯その他の設置管理</p> <p>④ 福祉部：社会福祉、老人福祉、談笑会</p> <p>⑤ 保健部：保健衛生・健康増進・検診</p> <p>⑥ 環境部：ゴミステーション管理、清掃指導、花壇整備、伏見公園管理</p> <p>⑧ 防犯部：防犯対策の推進（学童通学路パトロール、夏期・歳末夜間パトロール）青パトロール（町内会巡回）</p> <p>⑨ 防災部：防災資機材の管理、防災対策の推進（合同訓練）</p> <p>⑩ 交通部：交通安全・通学パトロール</p> <p>⑪ 女性部：女性会員相互の親睦融和</p> <p>⑫ 青少年部：青少年育成活動の推進、夏休みラジオ体操</p> <p>⑬ 厚生部：リクリエーション活動（文化、体育等）、盆踊り。</p>	<p>施設部の業務を総務部に統合する。</p> <p>① 総務部：企画・渉外・文書の授受及び整理、回覧・広報等の配付 ホームページ・町内会だより・配布ステーション、<u>同好会支援、道路、上下水道、街路灯その他の設置管理</u></p> <p>③ 施設部：道路、上下水道、街路灯その他の設置管理（削除）</p> <p>以下、番号繰り上げ</p>
<p>附則 ①～⑬</p>	<p>附則</p> <p>⑭項を追加する。</p> <p>⑭2026年4月26日に第5条の一部改正。第7条に「役員の解任」を新設。第8条、第19条の一部改正。</p>

幌西第15分区町内会地図 (2026.1.1現在)

西地区(班・班長名)	
①旭ヶ丘ハウス	自治会
②ベルネージュ旭ヶ丘	管理会社
③プリリア旭ヶ丘	管理会社
④旭ヶ丘クレセント	管理会社
⑤ライフプラザ旭ヶ丘	管理人
⑥ラルズ恵迪寮	管理人
⑦ダイアパレス旭ヶ丘	管理会社
⑧グランファール旭ヶ丘	管理会社
⑨リベルティ旭ヶ丘	管理会社

北地区(班・班長名)	
①南11西22(北1班)	班長
②みたかマンション	管理会社
③南12西22(北3班)	班長
④クレール旭ヶ丘	小林オーナー
⑤パストラルハイム旭ヶ丘	管理人
⑥ナカビシグランドハイツ旭ヶ丘	管理会社
⑦システムコート旭ヶ丘	管理会社
⑧ノアガーデン	センター長
⑨南11西22(北2班A)	班長
南11西22(北2班B)	班長



南地区(班・班長名)	
①クリオ旭ヶ丘	管理会社
②ライオンズM旭ヶ丘	管理会社
③セザール旭ヶ丘	管理会社
④南13西23(南4班)	班長
⑤南13西23(南5班)	班長
⑥旭ヶ丘保育園	園長
⑦プリンスハイツ旭ヶ丘	自治会
⑧サンライズ伏見	管理会社
⑨ノアガーデンⅢ	センター長
⑩旭ヶ丘在宅クリニック	センター長

東地区(班・班長名)	
①南13条西22(東1班)	班長
②旭ヶ丘パークMS	管理会社
③南13西22(東3班)	班長
④カルム旭ヶ丘	管理会社
⑤啓明グランドハイツA 啓明グランドハイツB	管理会社
⑥旭丘シティハウス東 旭丘シティハウス西	管理会社
⑦パークハウス伏見	管理会社
⑧ラフィア	管理会社

幌西第15分区町内会 2025年度 町内会費一覧 (2026年3月31日現在)

No	町内会費徴収先	総戸数	25年入金	支払頻度	備考	地区
1	旭ヶ丘パークマンション	43	75,600	年1回		東
2	カルム旭ヶ丘管理組合	64	114,540 113,400	年1回		
3	旭ヶ丘シティハウス	24	41,235 ※	年1回	24年度分 25年度分 (41,235円) は4月以降収受予定	
4	啓明ランドハイツA B	60	54,000 54,000	年2回 (9・3月)		
5	パークハウス伏見	61	109,800 109,800	年1回	24年度分★ 25年度分	
6	啓明調剤薬局	1	1,800	年1回		
7	啓明歯科医院	1	1,800	年1回		
8	α 啓明教室	1	1,800	年1回		
9	株錬成3.14啓明教室	1	3,600	年1回	24、25年度分	
10	みたに胃腸内科	1	1,800	年1回		
11	株まごころ	1	1,800	年1回		
12	志桜宅 (まごころ2F)	1	—	年1回	居住者なし	
13	株サツドラ伏見啓明店	1	1,800	年1回		
14	てて整骨院伏見啓明店	1	1,800	年1回		
15	南13西22 東1班	5	9,000	年1回		
16	南13西22 東3班	7	12,600	年1回		
17	セレスコート	6	10,800	年1回		
18	ノルデン薬局	1	1,800	年1回		
19	啓明クリニック	1	1,800	年1回		
20	ラファイア (株) HPM	15	26,250 27,000	年1回	24年度分★ 25年度分	
	小計		777,825			
21	旭ヶ丘ハウス (自治会)	41	73,800 73,800	年1回 年1回	24年度★ 25年度	西
22	ベルネージュ旭ヶ丘	40	72,000 ※	年1回	24年度 25年度分 (72,000円) は4月以降収受予定	
23	グランファーレ旭ヶ丘	46	81,180 82,800	年1回 年1回	24年度★ 25年度	
24	リベルティー旭ヶ丘	10	18,000	年1回		
25	ライフプラザ旭ヶ丘	59	104,400	年1回		
26	旭ヶ丘クレセント	28	49,615 ※	年1回	24年度 25年度分 (49,615円) は4月以降収受予定	
27	久保宅	1	1,800	年1回		
28	眞島宅	1	1,800	年1回		
29	ラルズ恵迪寮	12	6,000	年1回	500円×12ヶ月	
30	プリリア旭ヶ丘管理組合	160	144,000 144,000	年2回 (9・3月)		
31	ダイアパレス 旭ヶ丘	65	117,000 117,000	年1回 年1回	24年度分★ 25年度分	
	小計		1,087,195			
32	ライオンズマンション旭ヶ丘	80	143,241	年1回		
33	セザール旭ヶ丘	99	178,200 178,200	年1回	24年度分★ 25年度分	
34	医療法人新産建会旭ヶ丘在宅クリニック	1	1,800	年1回		
35	プリンスハイツ旭ヶ丘	66	118,800 118,000	年1回	24年度★ 25年度	
36	クリオ旭ヶ丘壱番館 (土屋ホーム不動産)	15	25,650 25,200	年1回	24年度★ 25年度	
37	サンライズ伏見	5	9,000 9,000	年1回	24年度★ 25年度	
38	旭ヶ丘保育園 (トクミ会)	1	1,800	年1回		
39	南13西23 南4班	10	19,800	年1回		
40	南13西23 南5班	8	14,400	年1回		
41	宮の森珈琲	1	1,800	年1回		
	小計		844,891			
42	旭ヶ丘みたがマンション	33	29,106 29,106	年2回 (5月・11月)	5月・11月2回払	北
43	ナカビシグランドハイツ	28	28,520 20,120	年2回 (9月・2月)	2回9月・2月	
44	パストラルハイム旭ヶ丘	25	45,000 ※	年1回	24年度 25年度分 (45,000円) は4月以降収受予定	
45	システムコート	16	28,800	年1回		
46	クレール旭ヶ丘	17	30,450	年1回		
47	ノアガーデン (エレンクラッセ)	103	27,000	年1回		
48	ノアガーデン (アーバンクラス)	61	7,200	年1回		
49	ノアガーデン (アンジュール)	31	10,800	年1回		
50	南11西22北3班	15	25,200	年1回		
51	南11西22北2班A セキスイ団地	9	16,200	年1回		
52	南11西22北2班B 三井団地	6	11,400	年1回		
53	南11西22北1班	5	9,000	年1回		
54	ローソン	1	1,800	年1回		
55	モダ石油	1	1,800	年1回		
56	スマイルデンタルクリニック	1	1,800	年1回		
57	カトルバレエスタジオ	1	1,800	年1回		
58	焼肉草原	1	1,800	年1回		
59	バーバースワゴン美容室	1	1,800	年1回		
60	公文教室	1	1,800	年1回		
61	たまえ珠算教室	1	1,800	年1回		
62	履正館進学セミナー	1	1,800	年1回		
63	自転車オールドニュー	1	1,800	年1回		
64	小林静治宅	1	1,800	年1回		
65	白洗舎クリーニング	1	1,800	年1回		
	小計		339,502			
	合計		3,049,413			

★は前年度未収分の回収額 (739,680円)

幌西第15分区町内会 会則

2026年4月現在

- 第1条 本会は幌西第15分区町内会と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第2条 本会の会員は、南11条から南13条までの西22丁目、23丁目の区域に居住ならびに店舗又は事務所等を有する者をもって組織する。
- 第3条 本会は会員相互の親睦融和を図り、町内福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会には次の役員を置く。
- ①会長1名、副会長3名以下、監事2名、各部に部長1名・副部長各若干名。
 - ②必要に応じて顧問、相談役、参与を置くことができる。
- 第5条 役員を選出は次の通りとする。
- ①会長、副会長、監事は総会において選出する。
 - ②顧問、相談役、参与は役員会の決議を経て会長が委嘱する。
 - ③部長、副部長は会長・副会長が協議の上、会長が委嘱する。
- 第6条 役員任期は2年とする。但し再任をさまたげない。
補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 役員職務
- ① 会長は本会を代表し会務を統括する。
 - ② 会長、副会長、総務部長、経理部長は予算執行基本方針を決定する。
 - ③ 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
又副会長は所属する部署の予算執行状況を監理する。
 - ④ 監事は本会の事業及び財務を監査し総会に報告する。
 - ⑤ 顧問・相談役は会長の諮問に応じ、意見具申、助言などをして会の運営に協力する。
 - ⑥ 部長は当該会務を分掌し、その執行に当たる。
 - ⑦ 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はこれを代行する。
 - ⑧ 参与は部長の求めに応じ会の運営に協力する。
- 第8条 第3条の目的を達成するため、下記の部を置き会務を分掌する。
- ① 総務部：企画・渉外・文書の授受及び整理、回覧・広報等の配付
ホームページ・町内会だより・配布ステーション。同好会支援。
 - ② 経理部：町内会費の徴収、経費の出納、物品の調達
 - ③ 施設部：道路、上下水道、街路灯その他の設置管理
 - ④ 福祉部：社会福祉、老人福祉、談笑会
 - ⑤ 保健部：保健衛生・健康増進・検診
 - ⑥ 環境部：ゴミステーション管理、清掃指導、花壇整備、伏見公園管理
 - ⑦ 防犯部：防犯対策の推進（学童通学路パトロール、夏期・歳末夜間
パトロール）青パトロール（町内会巡回）
 - ⑧ 防災部：防災資機材の管理、防災対策の推進（合同訓練）
 - ⑨ 交通部：交通安全・通学パトロール

- ⑩ 女性部：女性会員相互の親睦融和
- ⑪ 青少年部：青少年育成活動の推進、夏休みラジオ体操
- ⑫ 厚生部：リクリエーション活動（文化、体育等）、盆踊り。

第9条 会議は定期総会・臨時総会・役員会とし、会長が召集する。

第10条 定期総会は年1回開催し次の事項を審議する。

- ①会務の報告、事業計画
- ②決算報告の承認、予算の審議
- ③役員を選出承認
- ④会則の制定および改廃
- ⑤その他重要事項

第11条 臨時総会は会長が必要と認めたときに開催し、定期総会に準ずる事項を審議する。

第12条 役員会は会長が必要に応じて召集する。なお年度途中で生じた重要事項は三役会（会長・副会長・総務部長）で処理し後日、役員会で報告する。

第13条 総会は議長を選出し、出席者の過半をもって決し、賛否同数の時は議長が決する。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 本会の経費は、町内会費及び交付金・補助金その他の収入をもって充当する。

第16条 町内会費は月額150円とする。

第17条 本会の活動を円滑にするため、町内は東・西・南・北の4ブロックに分け、それぞれ班を置く。

第18条 各班においては班長を選出する。班長は会務の伝達、会費の徴収、回覧広報等の配付及び町内の諸行事に協力する。

第19条 慶弔規程

- ① 会員及びその同居家族に不幸があったときは、速やかに会長に届け出る。
- ② 香典は会員及び同居家族それぞれ5000円とする。
- ③ その他の場合は役員協議で決める。

第20条 同好会活動支援

幌西第15分区町内会有志による同好会（麻雀、歌謡曲、パークゴルフ、ラジオ体操会）については、告知ポスター、電池代等の費用を援助する。

第21条 広報誌等配布の任務

- ① 広報誌等配布係の選出は町内会役員を優先する。但し該当者がいない場合は町内会員から選出できる。（広報誌等配布係は役員会と連携を密にする）
- ② 広報誌等配布謝礼金は、町内会を通して広報誌等配布係に支給する。

（付則）

- ① この会則は昭和47年4月1日より施行する。
- ② 昭和59年4月1日に第5条、第6条、第17条の一部を改正
- ③ 昭和62年4月1日より現行の会則に改正
- ④ 平成2年4月1日、字句の修正並びに一部改正

- ⑤ 平成 8 年 4 月 1 日に第 4 条の一部を改正
- ⑥ 平成 12 年 4 月 1 日に第 8 条の一部改正および追加
- ⑦ 平成 15 年 6 月 1 日に第 8 条に⑪を追加
- ⑧ 平成 19 年 5 月 20 日に第 8 条の⑦防災防犯部を⑦防災部、⑧防犯部に区分し、
以下⑨交通部、⑩女性部、⑪青少年部、⑫厚生部に改正
- ⑨ 平成 25 年 4 月 1 日に第 4 条の一部改正および第 7 条に三項目を追加
- ⑩ 平成 26 年 4 月 1 日に第 2 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 12 条の一部改正
及び第 20 条、第 21 条を追加
- ⑪ 平成 27 年 4 月 19 日第 8 条⑦項の一部改正及び⑧項の追加
- ⑫ 平成 30 年 4 月 22 日第 8 条⑤項の一部改正及び第 20 条の一部削除
- ⑬ 2020 年 5 月 1 日に第 2 条ただし書を削除